

令和2年度 全国獣医師会会長会議の書面開催

令和2年度 全国獣医師会会長会議については、令和2年10月16日、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、資料郵送による書面開催とした。各説明・報告事項については、資料の送付をもって説明・報告に代えることとした。本会議の説明・報告事項の内容は次のとおりである。また、説明・報告事項に関して、質問・意見が寄せられたので、それに対する回答を紹介する。

令和2年度 全国獣医師会事務・事業推進会議の説明・報告事項

議 事

【説明・報告事項】

- 1 令和元年台風15・19・21号等に関する件
- 2 令和2年豪雨に関する件
- 3 新型コロナウイルス感染症への対応に関する件
- 4 2020動物感謝デー in JAPAN “World Veterinary Day”に関する件
- 5 日本獣医師会の今後の学術企画に関する件

- 6 アジア獣医師会連合 (FAVA) 大会開催等に関する件
- 7 要請活動に関する件
- 8 事務局の拡張に関する件
- 9 プライバシーマークの更新申請に関する件
- 10 事業継続緊急対策 (テレワーク) 助成金に関する件
- 11 公益認定申請に関する件
- 12 その他

【連絡事項】

当面の主要会議等の開催計画に関する件

令和2年度 全国獣医師会会長会議の書面開催に伴う質問・意見等への回答

令和2年11月19日
公益社団法人 日本獣医師会

(問1) 国公立大学への入学に係る特別枠設定の申し入れに関する件

産業動物関係獣医師の不足を補うため、農業高校卒業生等に対する特別推薦枠の設定要望に関して日本獣医師会会長名で地方獣医師会会長あて農業共済組合から要請されたら一緒に大学へ同行するよう要請通知がありました。

大学への入学に関してこのような要請をすることは、獣医師の社会的地位を低下せしめるものであると思料され、獣医界にとってプラスになるとは思えません。獣医系大学への入学がたいへん高度になっていることは理解できますが、入学に関しては他の受験生と同じ条件で採用されるべきであり、特例を認めるべきではないと考えます。

よって、今回は大学への要請に同行させていただきましたが、再度の同行要請通知は控えていただきますよう要望いたします。

(国公立大学への要請は、うがった見方をすると、「正規の受験では受からない子が多いので、

特別枠を設けてほしい」と捉えられかねないので、そういうことは避けてほしいという思いを告げさせていただいたものです。加計学園問題でも経験しましたように、社会に受け入れられるような主張でないと通用しない時代であると思いますので、一般の方からも支持を得られるような内容、表現の仕方等、ご留意いただければ幸いです。)

(回 答)

- 1 産業動物診療獣医師及び公務員獣医師の確保を目的とした獣医学系大学における地域枠入試制度について、通常入試の受験生より学力が劣っている学生の入学を特例で認めるべきではないとのご指摘については、本会としても同意見です。
- 2 現在、地域枠入学制度を実施している私立獣医学系大学においても、基本的には同様の考え方で本制度が運用されており、地方自治体や農業共済団体から推薦される高校生は、地域における成績トップクラスの高

校の在学学生であって極めて成績優秀な学生に限定されています。すなわち、仮に低学力の学生を本制度で入学させても、6年制獣医学教育の修学及び獣医師国家試験への合格が困難であり、結果的に13百万円以上の修学資金の一括返還を余儀なくされるなど、当該学生にとっても不幸な事態となることを懸念しての運用であると伺っています。

- 3 今回の国公立獣医学系大学における地域枠入学制度の新設の要請については、本会とともに産業動物診療獣医師の確保等の活動を行っている(公社)全国農業共済協会からの強い協力要請を受けての対応であり、上記のような大学側の対応も念頭に、同協会から協力の要請があった場合には、是非ともご理解とご協力の程、よろしく願いいたします。

(問2) 動物病院に勤務する従業員に対する共済制度等の創設に係る件

近年、動物を対象に診療行為を行われている開業獣医師にとって、愛玩動物看護師等診療スタッフがSFTS(重症熱性血小板減少症候群)や新型コロナウイルス感染症等、人獣共通感染症、中でも動物由来感染症に感染する機会が増えていることを危惧されている先生が多くいらっしゃいます。万一診療行為中に従業員が罹患した場合、病院への移送費用、入院費用、当事者やご家族に対する補償費用等、その経費は相当高額になることが予想されます。

ついては、そのような事態に備えての共済制度、あるいは保険制度等をご検討いただければ幸いです。

(「獣医師賠償責任保険」にオプションとしても付加することは無理でしょうか? 損害保険会社等、関係団体等と協議していただければ幸いです。)

(回答)

- 1 SFTSや新型コロナに対する医療補償につきましては、「地方獣医師会の会員及びそのご家族」のみ日本獣医師会福祉共済事業での「新・団体医療保険」で入院時の費用補償を受けることが可能です。
- 2 一方で、動物病院の従業員の方々を対象とすることができません。
これは、現在の団体契約では、地方獣医師会の構成員である「獣医師個人」のみが契約対象とされているため、獣医師個人及びそのご家族までが被保険者の範囲となるものです。
- 3 ただし、日本獣医師会福祉共済事業のメニューとしての傷害総合保険については、勤務時間中の事故によ

るケガに関して、病院の従業員まで被保険者とみなせる保険商品認可を取得しているため、当該保険に加入すれば補償提供可能となっています。

- 4 一方、従業員への医療保険については、団体契約ではなく、個別の契約で医療保険に加入いただくことで、SFTSや新型コロナの補償を備えることができます。(ただし、損害保険ジャパンではなく関連会社のSOMPOひまわり生命が引受会社となります。)

当該保険では、契約者=法人・開設者、被保険者=動物看護師等として締結することも可能です。その場合、基本的には従業員全員を被保険者として、会社の福利厚生制度として契約することになります。

その場合、個別契約となるため、団体契約の保険料メリット(団体割引20%)は適用できず、一般での加入と同様になります。

- #### (問3) 近い将来に愛玩動物看護師の有資格者が社会に出て、その方たちが団体を組織化する場合に、所管指導する部署はどこになると想定されているのか。

また、組織化された団体と地方獣医師会との関係性はどのように想定されるのか。

(回答)

- 1 愛玩動物看護師法は農林水産省及び環境省による共管法であり、同法の運用及び関係団体に係る指導等も両省により行われるものと考えられます。
- 2 現在、認定動物看護師により組織される団体としては、平成21年4月に設立された一般社団法人日本動物看護職協会があり、国家資格取得後の愛玩動物看護師は同会に所属することが想定されます。同会の設立に当たっては、平成20年11月10日付け20日獣発第193号「動物看護職の全国組織化に向けて(お願い)」に基づき、地方獣医師会会長各位に設立発起人に就任いただき、さらに設立後にあっては平成21年5月8日付け21日獣発第57号「一般社団法人日本動物看護職協会相談役就任について(お願い)」に基づき相談役に就任いただいている経緯も踏まえ、従来同様にチーム獣医療の推進に向けた連携協力体制の維持・発展にご尽力をお願いいたします。

- #### (問4) マイクロチップに関する事業についての具体的なスケジュールを示してもらわないと、地方獣医師会や関係自治体等の準備が間に合わなくなる恐れがあるので、オンラインによる事務局会議等を開催して説明してもらいたい。

(回 答)

- 1 改正動物愛護管理法による今後のスケジュールについては、先の全国獣医師会会長会議等でお知らせしたとおり、令和4年6月1日施行に向けた準備が進められています。令和3年3月までに指定登録機関の指定に関する省令が公布され、指定登録機関の公募が開始されます。公募開始後、本会は指定登録機関としての指定を目指し応募することとしており、指定登録機関については令和3年6月までに審査を完了し、登録機関の指定が行われる予定です。本会が指定登録機関として指定された場合には、その後1年間をかけて情報登録システムの構築等の準備を進めることとなります。
- 2 このたびの改正動愛法では、いわゆる犬の登録との

一元化を可能とする内容が規定されており、狂犬病予防法の特例措置の申請方法、指定登録機関から自治体への通知内容等の具体的内容は今後省令により定められ、令和3年6月までに検討がなされることとされています。地方獣医師会で行われている狂犬病予防注射関連事業との関係等については、定められる省令の内容に基づき検討することになります。

- 3 このように、マイクロチップ登録事業は、会員構成獣医師、地方獣医師会及び指定登録機関としての本会が、個人情報の適正な取扱い等を含め一体となって連携して対応する必要がありますので、ご要望を踏まえ、事務局会議等適切な情報交換の場を設けることを検討したいと考えています。